平成２２年（フ）第１１４号
石川県河北郡内灘町字向粟崎５丁目33番地ハマナスハイツ203号、従前の住所石川県河北郡内灘町字向粟崎１丁目357番地１、従前々の住所石川県珠洲市宝立町宗玄28字５番地
債務者　舟橋加奈子（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６９号
長野県安曇野市三郷温1914番地３　和夢アパート201
債務者　割田　宏明
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第７５号
長野県塩尻市大字広丘原新田236番地３
債務者　齊藤　正已
1　決定年月日時　平成22年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第７６号
長野県松本市会田4020番地４　上郷団地１号
債務者　佐藤　文明
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第８５号
長野県安曇野市豊科高家1020番地20、前住所長野県塩尻市大字旧塩尻529番地８
債務者　北森ほなみ（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第９４号
長野県松本市寿台７丁目９番28号　メゾン・プライム102号
債務者　芦澤美代子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第８７７号
岐阜市島栄町２丁目15番地
債務者　稲垣　成子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１７０号
岐阜市蔵前６丁目１番13号　マルニヤコーポ201号室
債務者　林　美奈子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１８６号
岐阜市切通６丁目６番22　ロイヤルシャトウ501号
債務者　三澤由紀子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１８７号
岐阜市切通６丁目６番22　ロイヤルシャトウ501号
債務者　片岡千代子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３７号
岐阜県可児市緑ケ丘４丁目38番地
債務者　見田　義明
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第１２６号
滋賀県草津市野路町136番地30
債務者　森　　勇
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４２号
滋賀県栗東市中沢１丁目10番３―202号
債務者　甚尾　　愛
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９５３号
兵庫県高砂市伊保港町１丁目２番20号
債務者　村上　　隆
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１１４号
兵庫県高砂市高砂町栄町416番地の１
債務者　荒木ちず子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２２５号
兵庫県姫路市庄田186番地２
債務者　河合　直美
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２１号
奈良県吉野郡大淀町大字下渕1410番地の28の１　１棟―１Ｆ
債務者　山本　拓平
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
奈良地方裁判所五條支部